4　［略］

［一～五　略］

六　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

［七・八　略］

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

［ロ～ホ　略］

［二～十　略］

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であって信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

［二～九　略］

（半期の開示事項）

第四条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

4　［同上］

［一～五　同上］

六　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第七号において同じ。）

［七・八　同上］

（連結会計年度の開示事項）

第三条　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

［ロ～ホ　同上］

［二～十　同上］

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であって信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

［二～九　同上］

（半期の開示事項）

第四条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。